

告示

埼玉県告示第五百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和元年九月二十五日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
大槻 敬子	二級建築士	埼玉県知事登録第二七七四〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

退職した管理建築士の名義を借用し、建築確認申請書における設計者として記載をした。